

国家公務員を退職したOBの方へ

- ◆ 国家公務員及びOBには、再就職に関し、3種類の行為の規制と、再就職の届出の義務がかかります（別紙参照）

（再就職のために求職活動をしようとする場合）

- ◆ 再就職のために求職活動をしようとするOBの方は、**再就職の届出の義務**についてよく理解しておく必要があります。また、**現職職員のおっせん規制違反をまねかない**ようにする必要があります。

離職後2年以内の
OB（元管理職職員）

再就職
（自営業・自由業含む）

独法等

再就職前に届出

その他

再就職後1か月以内を目
安に届出

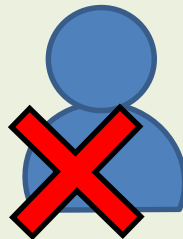
離職後2年以内のOB（元管理職職員）は、所定の様式で**再就職の届出**をする必要があります。

企業・団体



OBを再就職
させるための
やり取り

現職職員
（違反者）



（間もなく今の
仕事を退任予
定であり）退任
後仕事がなく何
とかならないか

OB



OBが自身の再就職に関し、**現職職員に援助を依頼**したことを受けて、当該職員がその依頼に応じて企業・団体とやり取りをした結果、**おっせん規制違反が認定**された事例があります。

国家公務員を退職したOBの方へ(つづき)

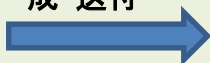
(現職職員又は他のOBの再就職にかかわろうとする場合)

- ◆ 現職職員又は他のOBの再就職にかかわろうとするOBの方は、**現職職員のおっせん規制違反又は求職規制違反をまねかないように**する必要があります。

現職職員
(違反者)

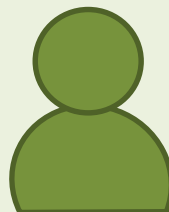


依頼を受けて
資料を作成・送付



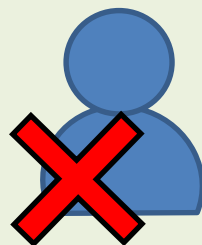
A法人から人材の推薦を依頼されており、OBのBさんを推薦することを検討している。Bさんの情報がわかる資料を提供してほしい。

OB



再就職のおっせんを行っていたOBが、候補人材(他のOB)についての**情報提供**を現職職員から受けていたため、当該職員のおっせん**規制違反が認定**された事例があります。

現職職員
(違反者)



再就職の誘い



再就職を約束

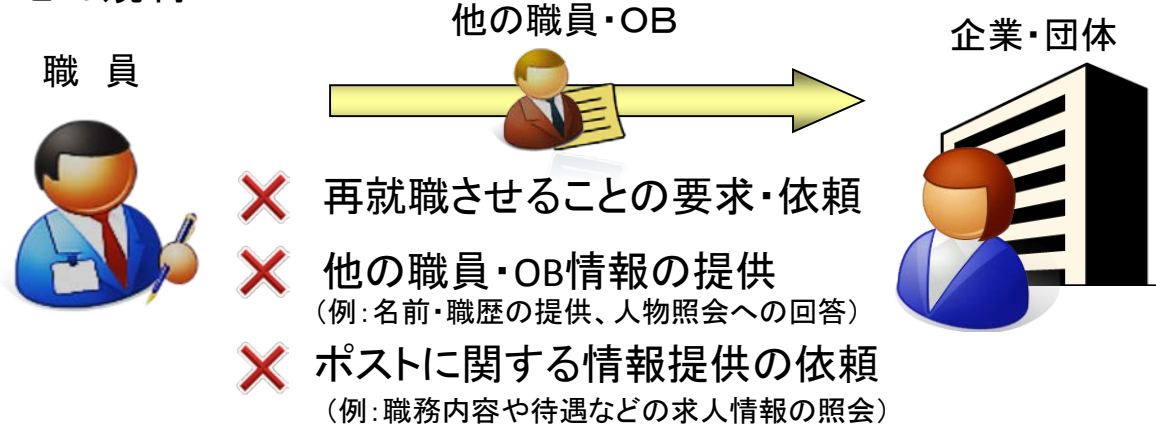


職務と利害関係のある
企業・団体

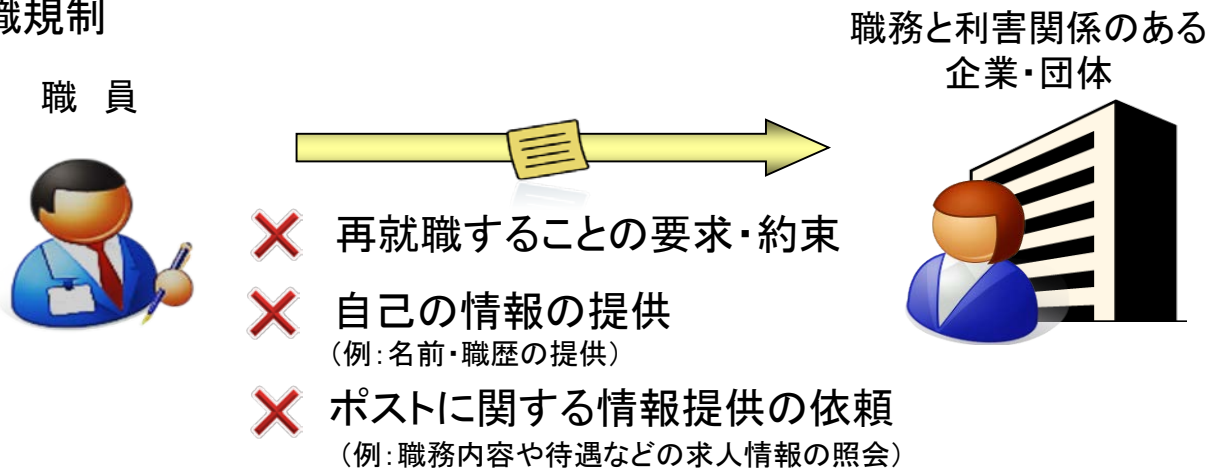


職務と利害関係のある企業・団体の者が現職職員に対し、当該団体に再就職するよう誘い、それに**現職職員が応じた結果、求職規制違反が認定**された事例があります。

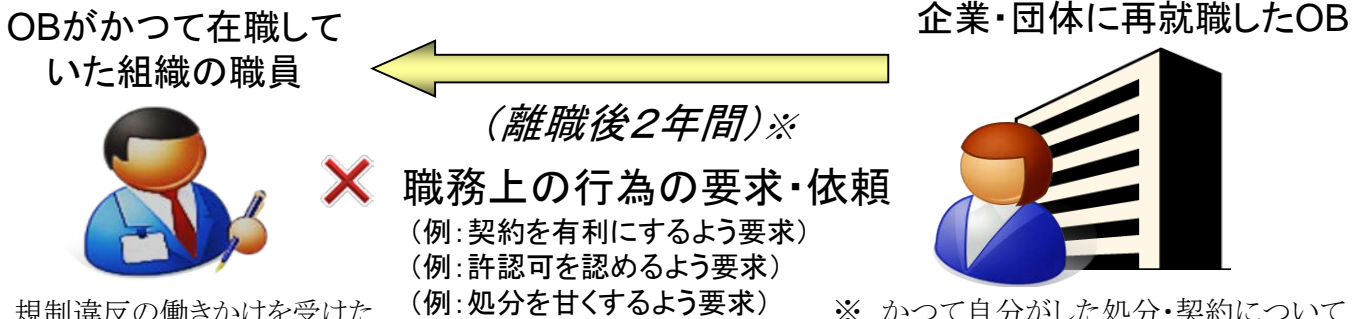
◆ あっせん規制



◆ 求職規制



◆ OBによる口利き(働きかけ)規制



→ 規制違反の働きかけを受けた職員は届出を行う

※ かつて自分がした処分・契約についての口利きは無期限に禁止

【規制に違反した場合】

- 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象
- さらに、不正な行為を伴う場合は刑事罰の対象

国家公務員法の再就職の届出の義務

◆ 在職中の約束の届出

職員(役職を問わずすべての者)は、在職中に営利企業又は非営利団体への再就職の約束をした場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。(約束をした日から1週間以内を目安に提出)

◆ 離職後の事前届出

管理職職員であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、独立行政法人などの国と密接な関係のある法人に役員等として再就職することとなった場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。(再就職日より前に提出)

◆ 離職後の事後届出

管理職職員であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、再就職した場合(国と密接な関係のある法人以外)には、所定の様式で、届出を行う必要があります。なお、企業・団体への再就職だけでなく、自営業や自由業に就いた場合も届出が必要です。(再就職日から1か月以内を目安に提出)

【届出義務に違反した場合】

○ 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象

再就職規制や再就職の届出の義務について、くわしくは、内閣人事局のウェブサイトに掲載しているパンフレット『国家公務員が知っておかなければならない「再就職に関する規制」と「再就職情報の届出制度」』をご覧ください。

○ 内閣人事局ウェブサイト

・ホームページ

「内閣人事局」で検索

・退職管理・再就職等規制

「内閣人事局」+「再就職」で検索

または

内閣人事局のホームページから「国家公務員の人事行政」をクリックし、さらに「退職管理・再就職等規制」をクリック

再就職等監視委員会も、ウェブサイトですべての再就職規制に関する情報提供をしています。